町田市教育委員会第1回定例会

日 時 2018年4月13日(金)午前10時

場 所 第3、4、5会議室

議題

- 1. 月間活動報告
- 2. 臨時代理報告

臨時代理報告第1号 教育委員会職員の休職に係る処分の臨時代理の報告について

臨時代理報告第2号 都費負担教職員の服務事故に係る処分内申の臨時代理の報告につい

7

臨時代理報告第3号 第31期町田市社会教育委員の委嘱の臨時代理の報告について

3. 報告事項

- (1)町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について 《教育総務課》
- (2) 2018年度町田市立小・中学校の学級編制について 《学務課》
- (3)「今後の生涯学習施策の進め方について(答申)」について《生涯学習総務課》
- (4) 町田市文化財総合活用プランに基づく年度末事業評価について

《生涯学習総務課》

- (5) 自由民権資料館2018年度企画展 「蔵出し 絵草紙展」の開催について
 - 《生涯学習総務課》
- (6) 「第6回生涯学習センターまつり」の実施報告について《生涯学習センター》
- (7)「第7回まちだ図書館まつり」の実施報告について

《図書館》

(8) 子ども向け読書手帳の配布について

《図書館》

(9)「本をめぐる美術、美術になった本 ~近代日本の装幀美本からブック・アートまで~」展の実施報告について 《図書館》

主な活動状況

2018.3.2~2018.4.12

				坂	佐	森	八	坂
	44m →			本	藤	山	並	上
期日			活動内容	教				
				育	委	委	委	委
月	日	曜		長	員	員	員	員
3	2	金	教育委員会第12回定例会	0	0	0	0	\circ
			第5回町田市教育プラン策定検討委員会	0				
	3	土	2017年度町田市教育委員会児童生徒表彰式	0	0	0	0	0
			町田市障がい者青年学級成果発表会(土曜学級)(生涯学習 センター)			0		
	4	日	2017年度町田市障がい者青年学級成果発表会(ひかり学級)(生涯学習センター)	0				
	7	水	南大沢警察署長の訪問	0				
	8	木	町田市生涯学習審議会答申受領	0				
	10	土	第8回スポーツアワードまちだ	0				
	11	目	町田市障がい者青年学級成果発表会(公民館学級)(生涯学 習センター)				0	
	13	火	市議会本会議(3月補正予算採決·施政方針·新年度議案説明)	0	0			
	15	木	定例校長会	0				
			東京駅伝解団式		0		0	0
	19	月	市議会本会議(質疑)	0	0			
			中学校卒業式		\circ	\circ	0	0
	22	木	小学校卒業式	0	0		0	0
	23	金	市議会本会議(表決・一般質問)(3/23.26.27.28.29)	0	〇 (26日 除く)		〇 (26日 のみ)	
	25	日	平成30年町田市少年野球連盟春季大会開会式(町田市民球場)	0				
	30	金	教育長辞令交付式	0				
			教育委員会第2回臨時会	0	0	0	0	0
			町田市職員勤続功労表彰式	0				
			町田市職員退職者辞令交付式等	0				
			退職校長感謝状贈呈式等	0	0	0	0	0
	31	土	鶴川第二中学校・鶴川第二小学校合同合唱演奏会(町田市民ホール)		0			

	期日		活動内容	坂本教育	佐藤委	森山委	八並委	坂上委
月	目	曜		長	員	員	員	員
4	2	月	転出・転入異動職員への教育長訓示式	0				
			校長着任式等	0	\circ	\circ	\circ	0
	3	火	臨時校長連絡会	\circ	\circ		\circ	0
			新規採用教員辞令交付式(市民フォーラム)	\circ	\circ		\circ	0
	6	金	小学校入学式		0	0	0	0
	8	日	町田市少年少女発明クラブ第14期開講式(ひなた村カリヨンホール)	\circ				
	9	月	中学校入学式		\circ	\circ	0	0
	11	水	東京都市教育長会幹事会·定例会·総会(東久留米市役所)	0				
	12	木	校長役員連絡会	0				

臨時代理報告第3号

第31期町田市社会教育委員の委嘱の臨時代理の報告について

上記の件について報告する。

2018年4月13日提出 町田市教育委員会 教育長 坂本 修一

(理由)

本件は、2018年3月31日をもって第30期町田市社会教育委員の 任期が満了するに伴い、町田市社会教育委員の設置に関する条例に基づき、 第31期社会教育委員を委嘱するため、4月1日付で臨時に代理して処理 を行ったため、教育委員会において報告し、その承認を求めるものです。 任期は、2020年3月31日までです。

なお、「学校教育の関係者」 2名につきましては、団体からの推薦が 4 月以降となるため、推薦があり次第委嘱するものとします。

1. 委嘱(2018年4月1日付け)

選出区分	氏名	所属・選出団体	備考
学校教育の関係者	未定	小学校長会	_
JJ	未定	中学校長会	_
社会教育の関係者	^{うりゅう} 瓜生 ふみ子	NPO法人 CCCNET	再任(6期)
JJ	かけの けい 池野 系	公益社団法人 町田市シルバー 人材センター	再任(2期)
JJ	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	学校支援ボラン ティアコーディ ネーター	再任(2期)
家庭教育の向上に資 する活動を行う者	かよいじ やすひろ 通地 康弘	町田市中学校 P TA連合会	再任(2期)
学識経験者	よしだ かずお 吉田 和夫	一般社団法人 教育デザイン研 究所	再任(3期)
IJ	かげやま ようこ影山 陽子	日本女子体育大 学	新任

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱の一部改正について

1 改正理由

市長部局の非常勤嘱託員との均衡を図ることを目的として、勤務条件に関する規定を改めるため、改正するものです。

2 改正内容

- (1) 勤務時間、休暇、休業、報酬その他の勤務条件については、市長が任用 する非常勤嘱託員の例によることとし、関係する規定を整理します。(第 8から第33まで及び別表関係)
- (2) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

2017年10月1日から適用します。

4 補足説明

教育委員会が任用する非常勤嘱託員の勤務条件については、原則として、市長が定める町田市非常勤嘱託員設置要綱の規定に合わせています。今回の改正は、当該要綱が改正された場合に、速やかに対応できるようにするため及び業務の効率化を図るため行うものです。

なお、2017年10月1日の町田市非常勤嘱託員設置要綱の改正により、原則1歳までである育児休業について、6か月延長しても保育所に入れない場合等に限り、更に6か月(2歳まで)の再延長をすることが可能になりました。

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱

第1 目的

この要綱は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する非常 勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)の任用、勤務条件等に関し、法令その他別に 定めがあるものを除くほか必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正 な運営を図ることを目的とする。

第2 身分

嘱託員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3 号に定める非常勤の特別職の職員とする。

第3 職及び任用数

- 1 嘱託員の職は、次に掲げる業務のうちから町田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める。
 - (1) 特定の学識、経験、技術等が必要な業務
 - (2) 比較的軽易な事務又は労務作業等を行う業務
- 2 嘱託員の任用数は、教育長が別に定める。

第4 任用

- 1 嘱託員は、次に掲げる要件を<u>満たす</u>者のうちから、選考の上、教育委員会が任 命する。
 - (1) 任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。
 - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- 2 嘱託員の任用に際しては、公募等により、広く人材を求めるものとする。ただ し、職務の性質上これにより難いと教育長が認めるときは、この限りでない。

第5 任用期間

- 1 嘱託員の任用期間は、1年以内とする。
- 2 教育委員会は、次に掲げる要件を<u>満たす</u>嘱託員について、その任用期間を4回 を限度に更新することができる。

- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
- (2) 教育長が別に定める更新基準の要件に該当しないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、嘱託員の職務の性質により、教育委員会が特に必要と認めるときは、同項の規定による更新回数を超えて任用することができる。
- 4 年度途中において任用した場合の任用期間は、当該年度の4月1日に任用したものとして算定する。

第6 解職

- 1 嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その職を解くことができる。
 - (1) 嘱託員が退職を願い出たとき。
 - (2) 勤務成績が良くないとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき。
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。
- 2 前項第2号から第4号までに該当するときの解職は、嘱託員が業務上負傷し、 又は疾病にかかり、療養する期間は行うことができない。

第7 服務

- 1 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託員の職全体の不名誉となるような 行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 5 嘱託員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸 籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用するこ

とに関する取扱いについては、教育長が別に定める。

第8 勤務条件

- 1 勤務時間、休暇、休業、報酬その他の勤務条件は、市長が任用する非常勤嘱託 員の例による。
- 2 教育長は、<u>嘱託員の</u>正規の勤務時間が6時間を超え8時間以下である場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休憩時間を45分とすることができる。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

- 1 この要綱は、2003年8月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) まちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱(1999年4月1日適用)
 - (2) 町田市立小・中学校嘱託員設置要綱(2002年4月1日施行)
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のまちだ市民大学HATS嘱託員 設置要綱又は町田市立小・中学校嘱託員設置要綱に基づき任用された者については、 この要綱に基づき任用された者とみなす。

附則

この要綱は、2006年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2009年4月1日から適用する。ただし、第25第6号の規定は、 2009年6月1日から施行する。 附則

- この要綱は、2010年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2011年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2014年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2015年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2016年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、2017年4月1日から適用する。 附<u>則</u>
- この要綱は、2017年10月1日から適用する。

町田市教育委員会非常勤嘱託員設置要綱

第1 目的

この要綱は、町田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する非常 勤嘱託員(以下「嘱託員」という。)の任用、勤務条件等に関し、法令その他別に 定めがあるものを除くほか必要な事項を定めることにより、その人事管理等の適正 な運営を図ることを目的とする。

第2 身分

嘱託員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3 号に定める非常勤の特別職の職員とする。

第3 職及び任用数

- 1 嘱託員の職は、次に掲げる業務のうちから町田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が定める。
 - (1) 特定の学識、経験、技術等が必要な業務
 - (2) 比較的軽易な事務又は労務作業等を行う業務
- 2 嘱託員の任用数は、教育長が別に定める。

第4 任用

- 1 嘱託員は、次に掲げる要件を<u>備えている</u>者のうちから、選考の上、教育委員会 が任命する。
 - (1) 任用に係る職の職務遂行に必要な知識及び技能を有していること。
 - (2) 健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。
- 2 嘱託員の任用に際しては、公募等により、広く人材を求めるものとする。ただし、職務の性質上これにより難いと教育長が認めるときは、この限りでない。

第5 任用期間

- 1 嘱託員の任用期間は、1年以内とする。
- 2 教育委員会は、次に掲げる要件を<u>備えている</u>嘱託員について、その任用期間を 4回を限度に更新することができる。

- (1) 任用期間内の勤務成績が良好であること。
- (2) 教育長が別に定める更新基準の要件に該当しないこと。
- 3 前項の規定にかかわらず、嘱託員の職務の性質により、教育委員会が特に必要と認めるときは、同項の規定による更新回数を超えて任用することができる。
- 4 年度途中において任用した場合の任用期間は、当該年度の4月1日に任用したものとして算定する。

第6 解職

- 1 嘱託員が、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、その職を解くことができる。
 - (1) 嘱託員が退職を願い出たとき。
 - (2) 勤務成績が良くないとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があるとき。
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、その職に必要な能力又は適格性を欠くとき。
- 2 前項第2号から第4号までに該当するときの解職は、嘱託員が業務上負傷し、 又は疾病にかかり、療養する期間は行うことができない。

第7 服務

- 1 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 2 嘱託員は、職務の遂行に当たっては、法令及びこの要綱に定めるものを除くほか、上司の命令に忠実に従わなければならない。
- 3 嘱託員は、その職の信用を傷つけ、又は嘱託員の職全体の不名誉となるような 行為をしてはならない。
- 4 嘱託員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。
- 5 嘱託員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸 籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用するこ

とに関する取扱いについては、教育長が別に定める。

第8 勤務日及び勤務時間

- 1 勤務日は、勤務実態に応じて所属長が定める。
- 2 嘱託員の勤務時間は、4週間を平均した1週間当たりの勤務時間が正規職員の 1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内とし、教育長と協議の上、 所属長が定める。
- 3 所属長は、第1項の規定により所属長が定めた勤務日以外の日(以下「週休日」 という。)に特に勤務することを命ずる必要がある場合には、別に定める期間内 にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務 することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。
- 4 週休日は、法定休日と所定休日に区分して所属長が定める。
- 5 第2項の規定により所属長が定めた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) の割り振りは、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲内で、かつ、1週間の勤務時間が38時間が38時間45分を超えない範囲内において、所属長が別に定める。
- 6 所属長は、業務の遂行上特に必要があると認めるときは、勤務日又は正規の勤 務時間の変更を命ずることができる。
- 7 嘱託員の1日の勤務時間には、1時間の休憩時間を置くものとする。ただし、 当該勤務時間が6時間以下である場合の休憩時間については、所属長が別に定め る。
- 8 教育長は、正規の勤務時間が6時間を超え8時間以下である場合において、業務の運営を考慮して必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休憩時間を45分とすることができる。

第9 年次休暇

- 1 嘱託員には、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。) 第39条第3項の規定により、年度ごとに年次休暇を与える。
- 2 年次休暇は、1日又は半日を単位として与える。

- 3 所属長は、業務に支障がないと認める場合において、嘱託員が年次休暇を時間 を単位として請求したときは、前項の規定にかかわらず、時間を単位として与え ることができる。
- 4 時間を単位とする年次休暇を取得する場合の、1日の年次休暇に相当する時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 勤務時間が4時間を超えて5時間以下の者 5時間
 - (2) 勤務時間が5時間を超えて6時間以下の者 6時間
 - (3) 勤務時間が6時間を超えて7時間以下の者 7時間
 - (4) 勤務時間が7時間を超えて7時間45分以下の者 8時間
- 5 年次休暇は、嘱託員から請求があった場合に与えるものとする。ただし、業務 に支障があるときは、所属長は、他の時季に与えることができる。
- 6 第5第2項又は第3項の規定により任用期間が更新された場合において、前年 度に付与された年次休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数があると きは、当該年度に限りこれを請求することができる。

第10 公民権の行使

嘱託員は、労基法第7条の規定により、所属長の承認を経て、正規の勤務時間中 において、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を遂行するため、 必要な時間を利用することができる。

第11 夏季休暇

夏季の期間(7月1日から9月30日までをいう。)において、嘱託員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、1日を単位として次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日数の範囲内の夏季休暇を与えることができる。

- (1) 月当たりの勤務日数が20日以上の者 5日
- (2) 月当たりの勤務日数が15日から16日までの者 3日
- (3) 月当たりの勤務日数が11日から14日までの者 2日

第12 病気休暇

- 1 所属長は、嘱託員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないこと がやむを得ないと認めるときは、病気休暇を与えることができる。
- 2 病気休暇は、1日、半日又は1時間を単位として与える。
- 3 第9第4項の規定は、前項の規定により病気休暇を1時間を単位として与える場合について準用する。
- 4 病気休暇の期間は、90日の範囲内において、その療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。

第13 結婚休暇

- 1 所属長は、嘱託員が結婚するときは、1日を単位として連続する7日以内の結婚休暇を与えることができる。
- 2 結婚休暇の始期は、戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日(以下「結婚の日」という。)の1週間前の日から結婚の日後6月までの期間内の日とする。

第14 子どもの看護休暇

- 1 所属長は、12歳に達する日若しくは小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者の子を含む。)を養育する嘱託員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。以下同じ。)のため又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する嘱託員が、その子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度において必要と認める期間のうち5日(養育する子が複数の場合にあっては、10日)を限度として子どもの看護休暇を与えることができる。
- 2 子どもの看護休暇は、1日を単位として与える。ただし、業務に支障がないと 認められるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。

- 3 第9第4項の規定は、前項ただし書の規定により子どもの看護休暇を1時間を 単位として与える場合について準用する。
- 4 所属長は、子どもの看護休暇を承認し、又は利用の状況を把握するため、看護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。

第15 妊娠症状対応休暇

- 1 所属長は、妊娠中の女性嘱託員が、妊娠に起因する症状のために勤務すること が困難な場合における休養として、妊娠症状対応休暇を与えることができる。
- 2 妊娠症状対応休暇は、1回の妊娠について、1日を単位として10日以内で与える。

第16 母子保健健診休暇

- 1 所属長は、妊娠中の、又は出産後1年を経過しない女性嘱託員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく医師、助産師又は保健師の健康診査又は保健指導を受けるときは、母子保健健診休暇を与えることができる。
- 2 母子保健健診休暇は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る回数の範囲内で与える。ただし、医師、助産師又は保健師の特別の指示があっ たときは、その指示されたところにより当該必要な回数を与えるものとする。
- (1) 妊娠23週まで 4週間に1回
- (2) 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- (3) 妊娠36週から出産まで 1週間に1回
- (4) 出産後1年以内 医師、助産師又は保健師が指示する回数
- 3 母子保健健診休暇は、1回当たり1日又は半日を単位として与える。
- 4 第14第4項の規定は、第1項の規定により母子保健検診休暇を与える場合について準用する。

第17 妊婦通勤時間

所属長は、妊娠中の女性嘱託員が、通勤に利用する交通機関の混雑が著しく、当 該嘱託員の健康維持及びその胎児の健全な発達を阻害するおそれがあるときに、交 通混雑を避けるための措置として、1日60分を超えない範囲内で正規の勤務時間 の始め若しくは終わり又はそのいずれにも15分、30分、45分又は60分を単位とする休暇を与えることができる。

第18 育児時間

生後満1年に達しない生児を育てる女性嘱託員は、労基法第67条の規定により、 所属長の承認を経て、正規の勤務時間中において、1日2回それぞれ30分又は1 日1回60分その生児を育てるために必要な時間を利用することができる。

第19 生理休暇

労基法第68条の規定により、生理日の勤務が著しく困難な女性嘱託員が生理休暇を請求したときは、所属長は、その嘱託員を勤務させてはならない。

第20 産前及び産後の休養

- 1 妊娠中の女性嘱託員は、労基法第65条の規定により、その出産の前後を通じ 16週間(多胎妊娠の場合にあっては24週間)以内休養することができる。
- 2 前項の規定による休養は、産前については、出産予定日から起算して8週間(多 胎妊娠の場合は16週間)前から、産後については、出産日後10週間以内の期 間において、これを請求することができる。ただし、特別の理由があり所属長が 必要と認める場合は、前項に規定する期間内において、必要な期間延長すること ができる。

第21 忌引

- 1 所属長は、嘱託員の親族が死亡した場合で、当該嘱託員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のために勤務しないことが相当であると認めるときは、正規職員の例に準じて定める日数の忌引を与えることができる。
- 2 忌引日数は、所属長が承認した日から起算するものとし、忌引日と勤務日でない日又は休日とが重複するときは、勤務日でない日又は休日を含む日数とする。
- 3 服喪のため旅行するときは、その往復所要日数は、これを忌引日数に加算するものとする。

第22 介護休暇

- 1 次の各号に掲げる要件を備える嘱託員は、所属長の承認を受けて、当該嘱託員の配偶者(内縁関係を含む。)又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にあるものに限る。以下「要介護者」という。)の介護をするため、1日、半日又は1時間を単位として通算93日を限度に、介護休暇を請求することができる。
 - (1) 引き続き任用された期間が1年以上であること。
 - (2) 介護休暇を開始する予定の日から起算して93日を経過する日を超えて 引き続き任用されることが見込まれること。
- 2 第9第4項の規定は、前項の規定により介護休暇を1時間を単位として承認する場合について準用する。
- 3 第14第4項の規定は、第1項の規定により介護休暇を承認する場合について 準用する。

第23 短期の介護休暇

- 1 所属長は、嘱託員が要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が 介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行及びその他の要介護者の必 要な世話を行うために勤務しないことが相当であると認めるときは、一の年度に おいて必要と認める期間のうち5日(要介護者が複数の場合にあっては、10日) を限度として短期の介護休暇を与えることができる。
- 2 短期の介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、職務に支障がないと認められるときは、半日又は1時間を単位として与えることができる。
- 3 第9第4項の規定は、前項ただし書の規定により短期の介護休暇を1時間を単位として与える場合について準用する。
- 4 第14第4項の規定は、第1項の規定により短期の介護休暇を与える場合について準用する。

第24 介護時間

- 1 所属長は、引き続き任用された期間が1年以上である嘱託員が請求した場合に おいて、当該嘱託員が要介護者の介護をするため勤務しないことが相当であると 認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「介護 時間」という。)を承認することができる。
- 2 介護時間は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続 する状態ごとに、当該介護時間の取得の初日から連続する3年の期間内において 与える。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内において は、介護時間を与えることはできない。
- 3 介護時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を 超えない範囲内で、30分を単位として与える。
- 4 第18に規定する育児時間又は第26第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない嘱託員に対する介護時間は、1日につき2時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。
- 5 第14第4項の規定は、第1項の規定により介護時間を承認する場合について 準用する。

第25 育児休業

- 1 引き続き任用された期間が1年以上である嘱託員は、所属長の承認を受けて、 当該嘱託員の1歳に満たない子を養育するため、当該子が1歳に達する日又は第 5第1項に規定する任用期間が満了する日(以下「任用期間満了日」という。) のいずれか早い日まで、育児休業をすることができる。
- 2 前項の場合において、任用期間満了日までの育児休業を承認された嘱託員が第 5第2項又は第3項の規定によりその任用期間を更新されたときは、当該嘱託員 は、当該子が1歳に達する日まで育児休業をすることができる。
- 3 前2項の規定により育児休業をする嘱託員は、所属長の承認を受けて、当該嘱 託員の1歳から1歳6月に達するまでの子を養育するため、当該子が1歳6月に

- <u>達する日又は任用期間満了日のいずれか早い日まで、育児休業をすることができ</u>る。
- 4 第2項の規定は、前項の規定により任用期間満了日までの育児休業を承認され た嘱託員について準用する。
- 5 第14第4項の規定は、前各項の規定により育児休業をする場合について準用する。

第26 部分休業

- 1 所属長は、引き続き任用された期間が1年以上である嘱託員が請求した場合に おいて、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該嘱託員がその小学校就学 の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えな い範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。) を承認することができる。
- 2 部分休業は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として 与える。
- 3 第18に規定する育児時間又は第24第1項に規定する介護時間の承認を受け で勤務しない嘱託員に対する部分休業は、1日につき2時間から当該承認を受け で勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で与える。
- 4 第14第4項の規定は、第1項の規定により部分休業を承認する場合について 準用する。

第27 報酬及び費用弁償

- 1 嘱託員には、第一種報酬及び第二種報酬を支給する。
- 2 第一種報酬の額は、嘱託員の職務の複雑性、困難性及び責任の軽重に応じ、かつ、正規職員の給与との権衡を考慮して教育長が定める。
- 3 第二種報酬の額は、嘱託員の通勤の事情等に応じ、正規職員の例により教育長が定める。
- 4 第一種報酬の勤務1時間当たりの報酬額は、第一種報酬の月額に12を乗じて

- 得た額を1週間の勤務時間に52を乗じて得た額で除して得た額とする。
- 5 前項の規定により計算した勤務1時間当たりの報酬額に、1円未満の端数が生 じたときは、これを四捨五入する。
- 6 第一種報酬及び第二種報酬の支給方法は、正規職員の例による。
- 7 嘱託員が公務のため出張したときは、町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に 関する条例(昭和57年6月町田市条例第13号)第4条に定めるところにより 費用を弁償する。

第28 時間外勤務報酬

- 1 嘱託員には、原則として正規の勤務時間を超えて勤務すること、又は週休日に 勤務することを命ずることはできない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合に 限り、正規の勤務時間を超えて勤務すること、又は週休日に勤務することを命ず ることができる。
- 2 正規の勤務時間を超えて勤務した時間又は週休日に勤務した時間に対し、第2 7第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、別表左欄に掲げる勤務時間の 区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 嘱託員が、週休日に勤務することを命じられ、かつ、第8第2項の規定により 割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正 規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられた場合において、割 振り変更前の正規の勤務時間に当該週休日に勤務した時間を加えた時間数が、1 週間につき38時間45分を超えたときは、当該超えた時間数に対し、第27第 4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、100分の25を乗じて得た額を 支給する。
- 4 時間外勤務に係る手続、時間数の計算及び支給方法については、正規職員の例による。

第29 報酬の減額

1 嘱託員が定められた勤務時間の全部又は一部について勤務していないときは、

その勤務しない時間について第一種報酬を支給しない。

- 2 前項に規定する勤務しない時間とは、その月の勤務しなかった時間数の合計と する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分 以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第9から第11まで、第13及び第21に規定する休暇等を取得したときその他教育長が別に定める事由に該当するときは、第一種報酬の減額を免除することができる。

第30 公務災害等の補償

嘱託員の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、町田市議会の議員その他非 常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年12月町田市条例第33号) 又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによる。

第31 社会保険等

嘱託員の社会保険等の適用については、健康保険法(大正11年法律第70号)、 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

第32 健康診断

嘱託員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

第33 被服

嘱託員の職務遂行上必要な被服については、職務実態に応じて貸与する。

第34 委任

この要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 附 則

- 1 この要綱は、2003年8月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) まちだ市民大学HATS嘱託員設置要綱(1999年4月1日適用)
 - (2) 町田市立小・中学校嘱託員設置要綱(2002年4月1日施行)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前のまちだ市民大学HATS嘱託員 設置要綱又は町田市立小・中学校嘱託員設置要綱に基づき任用された者については、 この要綱に基づき任用された者とみなす。

附則

この要綱は、2006年1月1日から適用する。

附則

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、2009年4月1日から適用する。ただし、第25第6号の規定は、 2009年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、2010年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2011年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2014年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2015年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2016年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、2017年4月1日から適用する。

別表(第28関係)

勤務時間の区分	<u>割合</u>
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が	100分の100
7時間45分以下の時間で、かつ、1週間の勤	
務時間の合計が38時間45分以下の時間の	
うち午前5時から午後10時までの時間	
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が	100分の125
7時間45分を超える時間で、かつ、1週間の	
勤務時間の合計が38時間45分以下の時間	
のうち午前5時から午後10時までの時間	
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計に	100分の135
かかわらず、1週間の勤務時間の合計が38時	
間45分を超える時間のうち午前5時から午	
後10時までの時間	
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が	100分の125
7時間45分以下の時間で、かつ、1週間の勤	
務時間の合計が38時間45分以下の時間の	
うち午後10時から午前5時までの時間	
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計が	100分の150
7時間45分を超える時間で、かつ、1週間の	
勤務時間の合計が38時間45分以下の時間	
のうち午後10時から午前5時までの時間	
1日の勤務時間と時間外勤務の時間の合計に	100分の160
かかわらず、1週間の勤務時間の合計が38時	
間45分を超える時間のうち午後10時から	

午前5時までの時間	
1日の勤務時間及び1週間の勤務時間の合計	100分の150
の時間にかかわらず、月の時間外勤務の合計が	
60時間を超える時間のうち午前5時から午	
後10時までの時間	
1日の勤務時間及び1週間の勤務時間の合計	100分の175
の時間にかかわらず、月の時間外勤務の合計が	
60時間を超える時間のうち午後10時から	
午前5時までの時間	
週休日のうち法定休日に1日の勤務時間未満	100分の135
の勤務をした午前5時から午後10時までの	
時間	
週休日のうち法定休日に1日の勤務時間未満	100分の160
の勤務をした午後10時から午前5時までの	
時間	

2018年度町田市立小・中学校の学級編制について

2018年度4月7日現在の児童生徒数により町田市立小中学校の学級編制を行いましたので報告致します。

1. 小学校(通常の学級)

	2018年度	2017年度	増減
児童数	21,904人	22,297人	393人減
学級数	6 9 5 学級	708学級	13学級減

2. 中学校(通常の学級)

	2018年度	2017年度	増減
生 徒 数	10,228人	10,362人	134人減
学級数	290学級	293学級	3学級減

3. 小学校(特別支援学級·固定学級)

	2018年度	2017年度	増減
児 童 数	449人	434人	15人増
学 級 数	6 4 学級	6 7 学級	3 学級減

4. 中学校(特別支援学級・固定学級)

	2018年度	2017年度	増減
生 徒 数	209人	212人	3人減
学級数	3 1 学級	3 2 学級	1学級減

【参考】学級編制基準

小学校

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
1学級の 上限	35人	35人	40人	40人	40人	40人

中学校

学年	1年	2年	3年
1学級の 上限	35人	40人	40人

特別支援学級

1学級の	0 1
上限	8人

月例報告(教育委員会定例会報告用)

【小2·中1:加配反映学級数】 2018年4月10日 作成

				_						1			2018 ^左	广 4月		作成
			児		童	• <u>/</u> .	生	徒	数		学		級		数	
2			1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
	1	町田第一小学校	125	95	111	101	96	107	635	4	3	3	3	3	3	19
0	2	町田第二小学校	58	65	66	59	60	75	383		2	2	2	2	2	12
U	3	町田第三小学校	65	73	87	72	93	66	456		3	3	2	3	2	15
	4	町田第四小学校	91	98	84	88	98	101	560		3	3	3	3	3	18
1	5	町田第五小学校	76	97	85	112	95	99	564		3	3	3	3	3	18
	6	町田第六小学校	42	40	44	43	42	55	266		2	2	2	2	2	12
0	7	南大谷小学校	96	109	114	107	118	112	656		4	3	3	3	3	19
8	- 8	藤の台小学校	61	94	79	89	106	86	515		3	2	3	3	3	16
	9	本町田東小学校	31	40	48	31	38	38	226		2	2	1	1	1	
年											2	2	2			8 12
'	10		48	71	49	70	63	64	365					2	2	
1	11		102	103	107	102	95	89	598		3	3	3	3	3	18
$\mid 4$	12	南第二小学校	48	57	55	61	67	70	358		2	2	2	2	2	12
	13	南第三小学校	65	58	55	62	59	56	355		2	2	2	2	2	12
月	14	南第四小学校	72	91	88	84	85	77	497	3	3	3	3	3	2	17
/ •	15	つくし野小学校	58	68	64	54	65	70	379		2	2	2	2	2	12
	16	小川小学校	75	82	80	76	93	81	487	3	3	2	2	3	3	16
7	17	成瀬台小学校	112	94	109	110	102	109	636		3	3	3	3	3	19
	18	鶴間小学校	108	116	109	96	77	99	605		4	3	3	2	3	19
日	19	高ヶ坂小学校	51	47	63	70	52	51	334		2	2	2	2	2	12
"	20	成瀬中央小学校	54	60	59	46	55	36	310		2	2	2	2	1	11
	21	南成瀬小学校	68	55	66	64	76	66	395		2	2	2	2	2	12
	22	南つくし野小学校	96	122	120	126	123	111	698		4	3	4	4	3	21
児	23	鶴川第一小学校	121	157	126	146	122	170	842		5	4	4	4	5	26
76	24	鶴川第二小学校	77	87	79	95	87	111	536	3	3	2	3	3	3	17
	25	鶴川第三小学校	60	71	75	101	88	81	476	2	3	2	3	3	3	16
童	26	鶴川第四小学校	99	87	93	98	108	106	591	3	3	3	3	3	3	18
	27	金井小学校	90	97	72	86	102	103	550	3	3	2	3	3	3	17
•	28	大 蔵 小 学 校	128	124	122	133	132	136	775	4	4	4	4	4	4	24
	29	三輪小学校	87	82	89	90	110	86	544		3	3	3	3	3	18
	30	忠 生 小 学 校	62	89	96	81	83	77	488		3	3	3	3	2	16
生	31	小山田小学校	48	42	68	57	63	82	360		2	2	2	2	3	13
	32	忠生第三小学校	109	88	103	96	81	93	570		3	3	3	3	3	19
徒	33	山崎小学校	59	59	63	67	64	59	371		2	2	2	2	2	12
1化	34	小山田南小学校	86	93	100	109	114	91	593		3	3	3	3	3	18
	35	木曽境川小学校	79	75	85	69	88	61	457		3	3	2	3	2	16
数	36	七国山小学校	102	101	113	113	133	105	667	3	3	3	3	4	3	19
	37	図師小学校	78	98	104	97	110	111	598	3	3	3	3	3	3	18
/	38	小山小学校	125	142	170	130	145	176	888		5	5	4	4	5	27
/	39	小山ヶ丘小学校	154	158	146	122	141	132	853		5	4	4	4	4	26
		小山中央小学校	122	129	129	152	152	183	867		4	4			5	25
学	40		63	68	72				456			2	2	3	3	14
•	41		22	14	33	73	85 29	95 25			2	1	1	1	3 1	6
√π.	42	ホヤー貞砂くの8字園(大戸小字校)							144						_	
級	-		3,373	3,596		3,659	3,795	3,801	21,904		122	112	113	117	115	695
	1	町田第一中学校	247	231	260				738		6	7				21
数	2	町田第二中学校町田第三中学校	163	148	165				476		4	5				14
	3	<u> </u>	135	132	131				398		4	4				12
	4	南大谷中学校	135	144	137				416		4	4				12
	5	南中学校	235	229	257				721		6	7				20
	6	つくし野中学校	245	220	273				738		6	7				20
通	7	成瀬台中学校	130	124	155				409	$\overline{}$	4	4				12
~	8	南成瀬中学校	189	177	206				572		5	6				16
جيج	9	鶴川中学校	188	182	185				555		5	5				15
常	10	鶴川第二中学校	231	267	279				777		7	7				20
	11	薬 師 中 学 校	108	115	113				336		3	3				10
の	12	真 光 寺 中 学 校	102	125	124				351		4	4				11
"	13	金井中学校	160	167	187				514		5	5				15
عدد	14	忠 生 中 学 校	243	236	234				713	7	6	6				19
学	15	山崎中学校	99	107	106				312		3	3				9
	16	木 曽 中 学 校	95	93	108				296		3	3				9
級	17	小山田中学校	163	180	151				494		5	4				14
/192	18		267	243	256				766		7	7				22
	19	堺 中 学 校	185	189	188				562		5	5				16
$\overline{}$	20		23	34	27				84		1	1				3
		計	3,343		3,542				10,228		93	97				290
		#1	0,010	0,010	0,014				10,440	100	50	91				200

		学	年	別	児	童	•	生	ĺ	走	数
		月	`	学		校		1	 	学	校
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
通常	3,373	3,596	3,680	3,659	3,795	3,801	21,904	3,343	3,343	3,542	10,228
特別支援	56	72	93	73	77	78	449	70	69	70	209
計	3,429	3,668	3,773	3,732	3,872	3,879	22,353	3,413	3,412	3,612	10,437

児 数 学 年 月 日 現 在 童 生 徒 級 数

兴	校数	児 童	· 生_	徒数	学	ř	级 数
十	仪 剱	通常	特別支援	計	通常	特別支	計
小	42	21,904	449	22,353	695	64	759
中	20	10,228	209	10,437	290	31	321
計	62	32,132	658	32,790	985	95	1,080

「今後の生涯学習施策の進め方について(答申)」について

2016年8月、町田市教育委員会の附属機関である「町田市生涯学習審議会」に「今後の 生涯学習施策の進め方について」諮問し、2018年3月8日に答申をいただきました。 概要は以下のとおりです。

1 諮問内容

「今後の生涯学習施策の進め方について」

- ① 生涯学習行政の今後のあり方について
- ② 生涯学習施設の今後のあり方について
- ③ 社会状況を踏まえた新たな生涯学習施策について

2 答申の構成及び概要

1 町田市の生涯学習を取り巻く環境(2~4頁)

町田市の少子高齢化や人口減少、公共施設の老朽化などの状況や、行政経営改革プランや公共施設等総合管理計画に基づく検討内容など、諮問の背景となる社会状況や市の動向についてまとめています。行政を取り巻く環境が厳しい一方で、行政以外の機関などの動向から市民の学習機会が多様化している状況についても言及しています。

2 施策を検討するうえでの基本的な考え方(5~9頁)

社会状況の変化を踏まえた生涯学習の意義や必要性について整理をしたうえで、生涯学習行政の使命や生涯学習施設の課題について整理をしています。併せて、今後の生涯学習を推進するための方法論についても言及しています。

- (1) 生涯学習は何のためにあるか
 - ・市民が社会の変化に対応しながら生活の幅を広げていく
 - ・市民と社会を結びつけ、主体的にまちづくりに参画する市民を育てる
- (2) 生涯学習行政の使命とは何か
 - ・あらゆる市民が学ぶことができる環境を整備する
 - ・長期的な視点で教育や文化の価値を明確にし、市民の理解を求める
 - ・学びを媒介として市民と市民、市民と行政、行政内部の結びつきを強化する
 - ・地域人材を発掘・育成し、地域社会や市民活動とつないでいく
- (3) 生涯学習施設の取り組むべき課題
 - ・施設固有の存在意義や価値についての理解を広める
 - ・教育に関わる他の施設や機関や団体とのネットワークを形成する
 - ・施設運営への市民参画を促進する
- (4) 生涯学習の方法論を見直す
 - ・双方向型・体験型学習を推進する
 - ・世代間交流を促進する

3 今後重点的に取り組むべき生涯学習施策(10~15頁)

今後重点的に取り組むべき施策を以下の4点にまとめ、具体策とともに言及しています。

(1) まちづくりの住民参画の促進

地域の課題解決にむけて主体的に考え、行動する市民を増やしていくための取組についてまとめています。

- ・地区協議会等との連携による地域課題解決や地域活性化を促進する学習事業
- ・市民生活に直結するタイムリーな行政課題を取り上げた参加型事業など
- (2) 地域・家庭・学校の協働による教育活動の推進

学校教育と社会教育が協働により進めるべき取組についてまとめています。

- ・学校支援の人材 (VCなど) との研修会を通じた情報共有やニーズ把握、人材の発掘・派遣に関する仕組みづくり
 - ・生涯学習施設を活用した児童・生徒への発表機会の提供 など
- (3) 一人ひとりの学習成果が地域で生かされる社会づくり 市民の学習成果の地域還元を促進する取組についてまとめています。
 - ・関係機関と連携した学習成果を生かす場へのマッチング
 - ・若年層の企画・参加型事業の充実

など

(4) 地域文化の創造・継承

市の歴史・文化の普及啓発及び魅力の向上に関する取組についてまとめています。

- ・子どもが親しみを持つきっかけとなる学校や子どもセンター等への出張講座
- ・他の分野との融合による文化資源の新たな魅力の創出

など

今後の生涯学習施策の進め方について

一 答 申 一

町田市生涯学習審議会



町田市教育委員会 教育長 坂本 修一 様

町田市生涯学習審議会 会長 吉田 和夫

今後の生涯学習施策の進め方について(答申)

町田市生涯学習審議会は、2016年8月9日付け16町教生総第240号にて、「今後の生涯学習施策の進め方について」の諮問を受けました。このたび、検討した結果を別紙のとおりまとめましたので、答申いたします。

一 目 次 一

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 町田市の生涯学習を取り巻く環境・・・・・・・・・・・・・2
(1) 町田市の状況
(2) 生涯学習部門が直面している課題
(3) 市民の学習活動・地域活動を取り巻く環境
2 施策を検討するうえでの基本的な考え方・・・・・・・・・・・5
(1) 生涯学習は何のためにあるか
(2) 生涯学習行政の使命とは何か
(3) 生涯学習施設の取り組むべき課題
(4) 生涯学習の方法論を見直す
3 今後重点的に取り組むべき生涯学習施策・・・・・・・・・・・・・ 1 0
(1) まちづくりの住民参画の促進
(2) 地域・家庭・学校の協働による教育活動の推進
(3) 一人ひとりの学習成果が地域で生かされる社会づくり
(4) 地域文化の創造・継承
○資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
• 第 3 期町田市生涯学習審議会審議経過
• 第3期町田市生涯学習審議会委員名簿
諮問書(写)

はじめに

町田市生涯学習審議会では、町田市教育委員会からの諮問に基づき討論を積み重ね、今後の生涯学習施策の方向性や運営に関する答申をここにまとめました。

日本全国において、これまでどの世界でも経験することのなかったような超高齢社会や人口減少社会、いわゆる少子高齢社会の到来が生じており、高度情報化社会とともに、時代の大きな転換期を迎えていると考えざるを得ません。この町田市でも、それらの影響を受け、税収入の減少や必要とされる支出の見直しなど、厳しい財政状況に対応することが必要です。このような中、老朽化しつつある公共施設の維持管理、リノベーションやリフォーム、適切な再建、統廃合などを含め、例外なき公共施設の再編が必要とされます。また、市が実施する行政サービス全体のあり方についても、組織再編も含む様々な検討が進められており、教育や文化の部門においても「聖域なき見直し」に直面しつつある状況です。

また、コンピュータによるWeb上のネットワークの影響及び急速なAI(人工知能)の進化などの要因から、これまで実現しなかった様々な可能性とともに多様な課題が生まれつつあります。学習の組織のあり方も、これまでのトップダウン型からネットワーク型に移行しつつあり、公教育のあり方も行政・学校主導型から地域のNPOや企業との連携・協働型へ、学校教育と社会教育との連携・協働も「社会に開かれた教育課程」が示すように、大きくその方向性が変わりつつあります。これらの変化や新たな課題に対応した生涯学習のあり方が継続して検討されることが必要です。

本審議会では、このような状況を踏まえ、今後の町田市の生涯学習のあり方や新たな動向に注意を向け、これまでとは異なる様々な企画や取組も視野に入れながら、社会状況の変化に対応する生涯学習施策を展開すべきであると考えます。

今回、私たちは社会状況の変化をマイナスと捉え、その負の側面だけに目を向けるのではなく、今後の町田市の文化・教育などの新たな発展の可能性についても着目しながら、多様な角度から検討を深め、現代的な課題に対応した答申を作成しました。

本答申は、地域社会の新たな課題を地域自らが解決するための「学び」を重視し、その 意義や可能性についても大いに論じ、そこに焦点を当て対応しようとしています。

町田市民が行政と一緒に多様に参画する生涯学習を目指し、行政のコーディネート機能を高め、現代的課題及び地域の諸課題に適切に対応し得る生涯学習のあり方を探求し、推進していきたいと考えます。

この答申が教育委員会のみならず、市の施策全体の中で効果的に機能することができるよう、町田市内各地域のあらゆる学びの場において、その趣旨の理解が得られ、提言の趣旨が具体的に実現されることを強く願うものであります。

第3期町田市生涯学習審議会 会長 吉田 和夫

1 町田市の生涯学習を取り巻く環境

日本の社会は、これまで当たり前だったことが通用しなくなる時代に入ると言われています。増加を続けてきた総人口は減少局面を迎え、世界的に類を見ない少子高齢化が進んでいます。また、人口構成も大きく変化し、年少人口(14歳以下)と生産年齢人口(15歳から64歳まで)の人口がともに減少を続けるのに対し、65歳以上の人口は増加を続けており、2030年には65歳以上が総人口の3割を超えることが予想されています。

町田市の今後の生涯学習施策を検討するにあたっては、このような社会全体の大きな変化をおさえるとともに、行政や市民生活を取り巻く環境をしっかり踏まえ、方向性を導き出していくことが必要となります。

ここでは、生涯学習に関わる部分を中心に、町田市を取り巻く環境について整理します。

(1) 町田市の状況

町田市でも、全国的な傾向と違わず、少子高齢化・人口減少が進んでいくことが予想されています。人口は 2017 年度現在では増加していますが、2020 年をピークに減少が始まることが見込まれています。また、人口構成では、年少人口と生産年齢人口が減少する一方で、高齢者人口は増加を続けます。2025 年以降には、団塊世代が 75 歳以上を迎え、65 歳以上の高齢者のうちおよそ 5 人に 3 人が後期高齢者 (75 歳以上)になる見込みです。人生経験が豊富で知識や技能を持つ高齢者が増えるという面もある一方で、介護保険事業や後期高齢者医療事業などの社会保障にかかる経費は増大し、税収入は減少することが予測されています。このような状況への対策として、町田市では、若年層の定住促進や観光まちづくりの推進などの取組を進めてはいますが、それでもなお、財政状況は今後一層厳しくなることが想定されます。

加えて、町田市では、1960年代後半から1970年代前半にかけて急激に人口が増加し、学校施設を中心に多くの公共施設を整備しました。この当時に整備した施設を含め、現在、町田市の公共施設の半数以上が築30年を超えており、多くの施設が老朽化による更新の時期を迎えつつあります。それらの施設の維持管理費用は増大していくことが見込まれており、今後、全ての公共施設をこれまでどおりに維持していくことは困難な状況にあります。そのため、将来を見据えたこれからの公共施設の管理のあり方を整理する必要があります。

これらの状況を踏まえ、「町田市5ヵ年計画17-21」の行政経営改革プランにおいて、 公共施設における行政サービス改革を改革の柱に据えるほか、「町田市公共施設等総合 管理計画」を定めて、厳しい財政状況を踏まえた長期的な公共施設の管理・再編の方針 を示しています。

(2) 生涯学習部門が直面している課題

町田市教育委員会では、2014年3月に策定した「町田市教育プラン」及び「町田市生涯学習推進計画」に基づき、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の市民に学習に触れる機会を提供してきました。市民の学習を総合的に支援する生涯学習センター、中央館と地域館、移動図書館からなる図書館、さらには町田市の文化や歴史の特色を生かした文学館や自由民権資料館など、生涯学習施設を中心に多様な学習事業を展開してきました。

その一方で、「町田市 5 ヵ年計画 17-21」の行政経営改革プランでは、公共施設における行政サービス改革という視点から、自由民権資料館、図書館、文学館、生涯学習センターの生涯学習部所管 4 施設について、あり方の見直しの検討を行うことが掲げられています。それぞれの施設の役割を改めて整理・明確化するとともに、運営についても効果的・効率的な手法を検討し、方向性を決定することが求められています。加えて、「町田市公共施設等総合管理計画」に基づき、「経営的視点に立った施設の管理と運営」「施設重視から機能重視への転換による新たな価値の創出」を実現すべく、上記 4 施設の今後の方向性を示すための検討を進めることが必要とされています。

このように、生涯学習部門も、施設運営や教育事業についての大きな転換が求められています。そのため、今後は、これまでの取組内容や実施手法に捉われず、地域社会のニーズを改めて整理し、真に必要な施策を選択していくことが重要です。

(3) 市民の学習活動・地域活動を取り巻く環境

行政を取り巻く環境は非常に厳しいものがある一方で、市民の学習機会については、市内全域に広がりを見せています。大学などの教育機関や公益団体、市民団体や民営のカルチャーセンターなどの様々な主体が、それぞれの専門性を生かした学習事業を展開しています。また、地域の課題を地域の住民自らが解決していく仕組みとして「地区協議会」が市内9地区に立ち上がっており、各地区の特色を生かした様々な取組が進められています。さらに、町田市では、市内や隣接地域の教育機関と協定を結び、学生が地域で活躍できるための仕組みづくりを進めています。これにより、地域の魅力発信、団地再生プロジェクト、施設のPR動画作成など、市が実施する様々な企画に学生が参画し、自身のアイデアや技能を発揮し活躍する場が増えつつあります。

また、市民の学習活動や地域活動についても広がりを見せています。その一例として、町田市に事務所を構えて活動するNPOは、2008 年度には 155 団体でしたが、2016 年度末現在では 197 団体に増えています。NPOや市民活動団体、地区活動団体などが活動発表を通じ交流を深める市民協働フェスティバル「まちカフェ!」は、今年7,900 人の集客を得るなど、市の大きなイベントとして定着しています。また、ボランティア活動に意欲的な市民も多く、地域と学校の連携による教育活動を推進するための取組である「学校支援ボランティア」の活動人数は、2016 年度実績で 19,296 人にのぼり、5 年前と比較して約 50%増加しています。

今後、生涯学習施策を効果的かつ効率的に推進していくためには、このような環境変化を俯瞰的にとらえ、行政が担うべき役割や民間と連携・協働によって進めるべき取組を整理していくことが重要です。

2 施策を検討するうえでの基本的な考え方

生涯学習は、社会の変化に伴い、その意義や役割が変わっていきます。そのため、今後の生涯学習施策を検討するにあたっては、社会状況の変化を踏まえた生涯学習の意義を認識し、その上で行政として取り組むべきことを導き出す必要があります。

ここでは、今後の施策を検討するうえでおさえておくべき事項として、生涯学習の意義や必要性について改めて確認するとともに、生涯学習行政の使命や生涯学習施設が取り組むべき課題等について整理します。

(1) 生涯学習は何のためにあるか

①学びと暮らし

人の暮らしは学ぶことを土台にしています。学びによって生活の幅を広げながら、人は生涯を通じて前向きに生き続け、それによって社会もまた進歩していくのです。今日の社会はAIを始めとして科学技術は日進月歩で変化しています。また、地域社会や家族のあり方も一昔前とは大きく異なってきています。そうした現実を理解し的確に対応するために、日々の学びはますます重要になっています。学びは子どもや青年だけの課題ではなく、働き盛りの世代はもちろん、高齢者にとっても、よりよく生きるために欠かせない日々の糧であると言ってもよいでしょう。

②学習の社会化

学習は個人の問題にとどまるものではなく、個人と社会を結びつける上で重要な意味を持っています。私たちは社会の中で生きており、個人的な問題と感じられることも、実は社会の仕組みや慣習と深く結びついています。今日、大きな社会問題とされる高齢者の介護や子どもの貧困などは、誰にとっても他人事ではありません。身の回りの地域生活の中で生じる日常的な課題(ゴミや騒音、防犯や安全、さらには地域のつき合いや行事への参加など)を自分の問題として受け止め、なんでも行政任せにするのではなく、その解決策を共に考えていくために「生涯学習」が求められているのです。

③シチズンシップ教育

「生涯学習」と「社会教育」とは表裏一体になっています。個人の生涯学習が裏を返せば、社会人としての必須の課題を学ぶ社会教育になっているということです。望ましい社会人とは、自立して自主的に行動し、地域の問題を引き受け、豊かな想像力を駆使して新たな価値を生み出して行くことのできる人です。こうした人間像は近代社会を生み出す原動力になったもので「市民」と呼ばれています。民主社会にふさわしい行動を取ることのできる市民を育て、市民の自治能力を高める市民教育=シチズンシップ(市民性)の涵養を目標とすることが今後の生涯学習の根幹と言えるでしょう。

④まちの未来を作る

これからの日本社会は、従来の右肩上がりの発展を目指すのではなく、人口の減少傾向の中で、生活の質を守り、格差を是正し、一人ひとりの人権を大切にして、異なる考え方やライフスタイルを持つ人同士の平和な共存を目指すことが必要になっています。自治体の運営においても、従来の枠にとらわれない発想の転換が求められています。わが住むまちの未来をどのようにデザインしていくか、この問題を行政や専門家だけに任せておくわけにはいきません。「まちの未来は市民が創る」という気概を持った市民を育て、多くの市民がまちづくりに参画して行政と知恵を出し合っていかなくてはなりません。生涯学習を積極的に推進することによって、子どもたち、若者、勤労者や高齢者を巻き込んだ「まちの未来づくり」の大きな成果が期待できます。

(2) 生涯学習行政の使命とは何か

①学習権の保障

生涯学習行政の基本は「市民の学習権」を保障することにあります。人間らしい生活を実現するために欠かせない学びを獲得することは、この社会に生きる全ての人が持つ権利です。この権利をすべての市民に行きわたらせることが目標になります。様々な事情を抱えて、公的な支援がなければ自由に学ぶことができない人たちが年齢層を問わず少なくないことを忘れることはできません。学ぶことから疎外されがちな人に利用しやすい学びの場を提供する施策が求められます。

②学びの条件整備

生涯学習を進めるためには、それが可能になるような基礎条件の整備が必要です。まずは生涯学習のためのシステムを構築し、必要な施設を整備し、人財を育成し、必要な予算を確保することが求められます。従来から生涯学習資源として蓄積してきた図書館をはじめ博物館、美術館、文学館、資料館などの知のインフラを維持管理するとともに、信頼性の高い情報バンクを構築して、市民の学習課題解決の取り組みへの後方支援を行うことが重要です。

③教育や文化の価値の主張

教育や文化は市民生活の土台となる重要な価値を持っています。しかし、これらの価値は、単年度の収支の検討で明確に見えてくるようなものではなく、数字には現れにくい精神的な価値を含んでいます。財政状況の厳しくなる中で、長期的な視点を持って教育や文化の価値を明確にし、市民の理解を求めなければなりません。

④学習資源のネットワーク化

現在保有している生涯学習資源をできるだけ有効に使うために、個々の施設の運営を 充実させるとともに、施設相互の連携、協働を促進するネットワークづくりが生涯学習行 政全体の底上げを可能にします。生涯学習行政が蓄積してきた学習資源は、市長部局においてもさまざまな形で生かすことができるはずです。生涯学習を媒介にすることによって、市民と市民、市民と行政、さらには行政内部の結びつきを強化することが可能になります。

⑤人財発掘

生涯学習に関わる人財を見出し、支援し、新たな人財の育成を進めることも生涯学習行政の重要な柱です。広く知られてはいなくても市民生活のいろいろな分野で多くの人が活躍しています。こうした力を持った潜在的な人財を発掘し、生涯学習を推進する活動に参画してもらえるように働きかける必要があります。学習講座の修了者の能力を社会に還元してもらうことや、子どもや学生など若年層の活動にも注目して、市民活動と結び付けていくことが大切です。

(3) 生涯学習施設の取り組むべき課題

①プロモーション活動

生涯学習施設にはそれぞれ固有の存在意義があります。コストのチェックだけでは測れない市民生活上の価値・効用を市民に分かりやすく説明し、それぞれの施設の独自性を明確にするプロモーション(提供する商品やサービスを、その特長も含めて一般大衆に広く知ってもらおうとする活動)の推進を施設運営の中心に据えるべきです。

②学びのネットワーク

生涯学習施設は単独で存在しているわけではありません。教育に関わる他の施設や機関、団体とネットワークを組んでこそ、その真価を発揮することができるのです。自らの施設のことしか念頭にない「タコツボ」状況から脱皮し、まちの学習ネットワークの一翼としての立場を自覚した運営が求められます。まずは学校教育との連携・協働を具体化するために、児童・生徒と地域の人・文化・施設等とを継続的につなぐ仕組みをつくる必要があります。さらに「教育外の教育施設」との連携を図るために、NPOや企業を連携主体とした取り組みに挑戦することが望まれます。

③縦割りの枠を超える

現在の地域社会で大きな問題になっているのは、子どもの貧困や幼児の保育、高齢者の介護などの福祉に関する課題です。地域福祉への取り組みはこれからの生涯学習が避けて通れないテーマです。生涯学習施設だから福祉は別問題という行政の縦割り主義を脱して、市民の課題の解決のために垣根を乗り越えた相互連携が必要になっています。

④市民参画

分野の枠を超えた連携を実現するには、行政職員の力だけでは限界があります。施設 運営に多くの市民が参画することによって、市民の目線による施設間の連携が推進されま す。そのために施設の運営機構の中に市民から選出される委員やスタッフを位置づけ、その選出や活用の方法を検討する必要があります。中でも若年層の人財を発掘し、その発想 や企画力を生かす場をつくることが重要です。

⑤民間のノウハウ活用

生涯学習施設の運営管理については、民間経営のノウハウを導入することによって、 効率的かつ市民に喜ばれる運営につながる可能性があります。特に職員教育については民間に一日の長があると言えるでしょう。公共施設も広義の「サービス業」という視点を持って、職員のホスピタリティ教育(おもてなし感覚の醸成)を強化する必要があります。

(4) 生涯学習の方法論を見直す

①脱学校の学び

学習と言うと教師が教壇に立って多くの生徒に一方的に授業を行うという学校型のスタイルが一般的で、生涯学習の場でも多くの講座が「教室型」で行われています。しかし、生涯学習は地域の活動現場こそがメインの学び場であり、固定した教師がいるのではなく、そこに参加している多様な人々が交互に教師になり生徒になるという、一方通行でない双方向の学びが展開されています。教室型に加えて、こうした現場型の学習を積極的に取り入れる必要があります。

②新たな学習スタイル

問題の発生する現場を踏まえて、当事者を核として自由な議論をするワークショップ (元は「作業場」の意)という方式は広く定着しています。また、メンバーを入れ替えな がら全員が討議に参加するワールドカフェという討議法も普及してきました。現地を訪れ て取材しながら問題点を考えるフィールドワークや問題を演劇化して鑑賞しながら考えるロールプレイのような方法もあります。スポーツやアートと結合した学習法も開発されています。こうした新しい学習スタイルを積極的に取り入れていくことによって、より充実した学びを追求できるようになります。

③企画と支援人財

学習テーマを選び、どんなスタイルで学習プログラムに仕立てていくかを企画する新たな知恵が必要です。講師の選定についても、これまでのやり方にとらわれない自由な発想で人財を探す必要があります。そのためには実質的な議論のできる企画委員会を機能させる必要があります。さらにその企画を具体化する「学習支援コーディネーター」や「コンシエルジュ(元はホテルの「よろず承り係」のこと)と呼ばれる学習支援人財を育成することが重要になります。

④世代間交流

生涯学習は生涯にわたる学びを追求するものですが、それを端的に実現するのが世代間の対話と交流です。高齢者が蓄積してきた知識や知恵をより若い世代に伝えるとともに、若い世代のアイデアや創造力に接して高齢者も多様な学びを得ることができます。それを推進するために今求められているのは、高齢者の側が若者文化や子ども文化に積極的にアプローチすることです。高齢者の知恵を押し付けるという姿勢でなく、若い人主体のものに高齢者の方から飛び込んでゆく姿勢を見せることではじめて対話と交流が進むからです。

3 今後重点的に取り組むべき生涯学習施策

ここでは、前項で述べた生涯学習行政の使命、生涯学習施設の課題等を踏まえ、今後 行政が重点的に取り組むべき生涯学習施策を 4 点に整理し、その具体策とともに提案を します。

なお、前述のとおり、今後、生涯学習に関する取組を推進していくためには、行政内の各部署はもとより、市民、関係機関、各種団体とのネットワークがこれまで以上に重要となります。ここでの提案を実現するためには、地域社会の中に学びの資源となる団体や仕組み、活動などが豊富にあることを踏まえ、生涯学習部が中心となり、市民や各種団体等に積極的に働きかけを行い、連携・協力して取り組むことが不可欠です。

(1) まちづくりの住民参画の促進

< 背景>

地域の課題が多様化・複雑化し、それら全てを行政が解決することができないため、 地区協議会の設立をはじめ、地域の課題を地域住民自らが解決していくための仕組み づくりや、様々な分野における市民参加型の事業展開が広がりを見せています。

その一方で、現在進行している町田市の公共施設再編の動きなどを見ても明らかなように、多くの市民の生活に影響を与え、まちの未来づくりにつながる課題であっても、直接自分に利害が及ばないものについては市民の関心がなかなか高まらず、住民参画が進んでいるとは言えない状況です。

住民主体によるまちづくりを進めるためには、住民が地域に愛着や関心を持ち、地域の中にある課題を発見・共有し、住民同士の学び合いを通じて、その解決策を導いていくことができる環境をつくっていくことが必要です。

<取組の方向性・提案>

- ① 地域の課題解決につながる学びを促進するきっかけとして、地区別懇談会やまちカフェなど、まちづくりの担い手として活動している地域組織やNPO、地域に関心のある市民などが参加する既存の仕組みやイベントなどに積極的に参加し、活動団体や地域住民との関係を構築する。
- ② 地区協議会やNPO法人などの団体に働きかけ、各地域で抱える課題や地域活性 化につながるテーマを取り上げ、その対策を考える学習講座を地域住民と一緒に 企画・立案し、運営する。
 - 事例:地域情報収集ツールの活用促進を目的とした学習講座「地域レポーター養成講座」(鶴川地区協議会・生涯学習センター共催 2017)
- ③ 生涯学習センターの市民大学事業などで、市の公共施設の再編等、市民生活に直結するタイムリーな行政課題を取り上げる。実施にあたっては、ワークショップなどの参加型プログラムを多く取り入れ、行政と市民とがともに考える学びの場

とする。

④ 学生が中心となり、地域の新たな魅力を発掘し、そのプレゼンテーションを行う イベントを企画し、各地区で実施する。併せて、その様子や成果物を映像等で若 年層を中心に広く発信し、町田の魅力を知ってもらうきっかけとするとともに、 地域づくりへの関心を喚起する。

事例:学生参加型による地域活性化を目的としたイベント「相原エリア魅力づくりコンテスト」(さがまちコンソーシアム 2016)

(2) 地域・家庭・学校の協働による教育活動の推進

<背景>

子どもたちを取り巻く教育環境は絶えず変化し、多くの課題を抱えています。学校では、2016年度に学習指導要領が改訂され、その中で「社会に開かれた教育課程」の重要性が明記されるなど、教育内容だけでなく、学校と地域社会との関わり方も変化してきています。また、貧困家庭の増加、家族形態の多様化や地縁的つながりの希薄化などによる保護者の教育力の低下や孤立化など、子どもの教育環境に影響を与える様々な課題が取りざたされています。

このような状況を踏まえ、地域の子どもたちの学びを支えていくためには、地域、家庭、学校が連携し、協働による教育活動を推進していくことが必要です。現状でも、ボランティアコーディネーターを市内公立小中学校全校に配置し取組を進める学校支援ボランティア事業や、2017年度から段階的に新たな制度に移行する放課後等子ども遊び場見守り事業「まちとも」、生涯学習センターが行う家庭教育支援の人財育成など、地域住民による学校教育・家庭教育支援の取組は行われています。しかし、個人の資質やネットワークに頼ったものが多いなどの課題がみられ、改善が必要です。今後は、それらの取組が一層充実し、地域の子どもたちの学びを継続的に支援していけるよう、地域・家庭・学校の協働による仕組みづくりを進めていく必要があります。

<取組の方向性・提案>

- ① 連携・協働による教育活動を推進するきっかけとして、学校教育と生涯学習双方の関係者が、互いの理解を深めるための研究会や研修会を実施する。その中で、新たな学習指導要領の内容、学校支援ボランティア事業などの実情等、学校現場を取り巻く環境の変化について学ぶとともに、学校で不足している人財(プログラミング、英語、農業など)に関するニーズを把握する。その上で、地域人財を発掘・紹介・派遣できる仕組みを既存の仕組みや関係機関とのネットワークを活用しながら構築する。
- ② 子どもたちが地域の人たちと交流し、様々な文化に触れながら、地域への愛着や誇りを育む機会をもつことができるよう、様々な生涯学習関連団体や人財を紹介するコーディネート機能を高めるとともに、活動事例等を全校で共有できるような情報提供を行う。
- ③ 生涯学習センターなどの公共施設で活動する団体へ、施設利用登録時やイベント 開催時などの機会を利用し、日頃の活動の成果を地域のボランティア活動などを 通じて還元してもらえるよう働きかけを行う。
- ④ 子どもたちの日頃の学習活動や練習成果などが発表できる機会をつくったり、子どもたちの参加を希望する各主催団体(地区育成委員会や老人クラブなど)のニーズを把握したりして各小中学校並びに活動団体等へ情報提供する。また、子どもたちが成功体験はもちろん、場合によっては失敗から学ぶ体験ができる場として、子どもたちが自ら企画・立案・運営し、その取組を発表する機会を創出する。

⑤ 児童・生徒と地域の生涯学習資源とをつなぐ取組の一環として、市内小・中学校に依頼し、市の生涯学習施設の活性化に向けた提案・プロモーションを児童・生徒が行う機会をつくる。

事例:生徒会の活動の一環として自由民権資料館の魅力発信のプレゼンテーションを校内で実施(金井中学校 2017)

(3) 一人ひとりの学習成果が地域で生かされる社会づくり

<背景>

様々な課題を抱える地域では、その解決に向けて活動してくれる人や団体を必要としています。現状でも、地区協議会の取組や、NPOなどの団体や様々な分野のボランティア活動などが広がりを見せており、地域の様々な課題を解決していく担い手として活躍していますが、地域によって取組状況に差があるなど、まだ十分とはいえない状況です。また、行政内の様々な部署で地域の担い手育成にかかる講座を実施していますが、それらが必ずしも成果として現れているとは言えません。そのため、学んだ人が地域で活躍できる学習プログラムの開発や、多様な知識や技能をもつ人財が、学んだ成果を地域に還元していくための仕組みづくりや活動支援をこれまで以上に進めることが必要です。

また、地域の課題が多様化かつ複雑化し、個人や単一の分野の団体の取組だけでは限界があることから、地域や活動分野の枠を超えて団体がネットワークを形成していくことが不可欠な状況にあります。そのため、学びを核として団体間を結びつける仕組みやきっかけとなる機会を提供していく必要があります。

<取組の方向性・提案>

- ① 学んだことを社会に還元していく市民を育成していくため、1つの課題に対し、 基礎から実践までを段階的に習得できるよう、学習プログラムを体系的に整理し、 提供する。
- ② 学習者と学習成果を生かすフィールドとのマッチングを関係機関と連携しながら推進する。そのためにも、市民団体や地域住民と協働した学習事業を行うための職員の相談対応・企画立案スキルの向上を図るなど、生涯学習センターを中心に行政のコーディネート機能を強化する。
- ③ 課題解決型の活動団体の学びを支援するため、生涯学習センター等の公共施設利用に際し、公共性の高い学習事業などの一定の条件を満たすものについて、優先予約などの優遇できるルールづくりを行う。
- ④ 若者が学習成果を地域の中で還元し、活躍するための場づくりとして、若年層の 企画・参加型の事業を積極的に実施する。実施にあたっては、他の世代が若年層 の活動を支援する立場で関われるような多世代交流型要素を入れていく。
- ⑤ 生涯学習ボランティアバンクなどの既存のボランティアやサポーター制度の登録者に、より幅広く地域活動に活用できる知識や技能(コミュニケーション技法、地域の課題、文化・歴史等の学習資源など)を習得するステップアップ学習を定期的に実施する。

事例:まちだサポーターズを対象に町田の歴史講座を定期的に実施 (自由民権 資料館 2014~)

(4) 地域文化の創造・継承

< 背景>

町田市には、文学館や自由民権資料館、版画美術館など、個性豊かな文化施設があります。また、縄文時代の遺跡や江戸時代、明治時代の古民家などの良質な文化資源が豊富にあることもまちの特色としてあげられます。

一方で、全国的に公共サービスの効率化や公共施設再編などが進んでいくと、自治体ごとの特色は薄れ、まちのオリジナリティが喪失していくことが懸念されます。生涯学習行政の役割として、地域の歴史や文化を大切にすることで、これまで受け継がれてきたまちの独自性を守り、学びを通じて後世に伝えていくことが求められます。加えて、若年層が創造・発信する文化をしっかり評価し、それらと連携しながら新たな文化を創出していくことで、地域の魅力を高め、地域住民の誇りや愛着につなげていくことが必要です。

<取組の方向性・提案>

- ① 子どもたちに地域への愛着を育んでもらうきっかけとなるよう、従来の文化施設内ではなく、小・中学校や子どもセンター等に積極的に出向き、地域の歴史や文化に触れてもらう学習機会を提供する。実施にあたっては、イラストや漫画、キャラクターなどを使い、子どもが理解しやすく、親しみを持つことができるような解説を行う。
- ② 町田市の文化資源をまちの独自性や魅力として捉えなおす。シティプロモーションの一環として、観光、商業、スポーツ振興などの取組と連携したイベント・広報活動等を推進し、市民がまちへの愛着や誇りを持つきっかけとする。 事例:町田が舞台となった映画「まほろ駅前多田便利軒」の公開記念として発足した市民研究会が中心となり「まほろMAP」を作成 (文学館 2011)
- ③ 新たな地域文化の創造の担い手となる若年層に目を向けてもらえるよう、ダンス、バンド、アニメ等、若年層が主体的に取り組んでいるジャンルを事業に取り入れていく。事業の実施にあたり、より若年層にとって身近な商店街、商業地域、企業等との連携・タイアップ等を進める。
- ④ 市の文化資源を市内だけでなく市外にも積極的に発信するため、同種施設やその施設がある自治体などと連携し、ホームページ上でのリンク設定など、ネットワークを意識した戦略的な情報発信を行う。

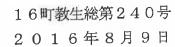
資 料

第3期町田市生涯学習審議会 審議経過

口	日時	内容
2	2016年8月9日	・諮 問 ・町田市の生涯学習施設について
3	2016年10月11日	・生涯学習施設ヒアリング (生涯学習センター、自由民権資料館)
4	2016年11月7日	・生涯学習施設ヒアリング (図書館、市民文学館)
5	2017年1月10日	・生涯学習行政の役割について
6	2017年3月27日	・今後の生涯学習の意義・役割について
7	2017年5月15日	・生涯学習行政が担うべき役割について
8	2017年6月27日	・今後推進すべき生涯学習施策について①
9	2017年8月18日	・今後推進すべき生涯学習施策について②
10	2017年10月17日	・答申の骨子案について
11	2017年12月20日	・答申の原案について
12	2018年2月21日	・答申(最終案)の確認について

第3期町田市生涯学習審議会 委員名簿

	氏	名			区分
(会長)	吉	田	和	夫	社会教育委員
(副会長)	瓜	生る	· み	子	社会教育委員
	宇	賀神	礼	子	社会教育委員 (2017 年 3 月 31 日まで)
	永	井		晋	社会教育委員 (2017 年 5 月 1 日から)
	吉	田	知	弘	社会教育委員
	関	根	美	咲	社会教育委員
	池	野		系	社会教育委員
	Щ	﨑	由	美	社会教育委員 (2017 年 5 月 31 日まで)
	通	地	康	弘	社会教育委員 (2017年6月1日から)
	蕙	田	碩	哉	社会教育委員
	岩	本	陽	児	生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表
	Щ	П		洋	生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表
	古	矢	鉄	矢	生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表
	井	藤	親	子	生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表
	布	沢	保	孝	公募
	米	倉		茂	公募





町田市生涯**学習審議**会 会長 吉田 和夫 様

> 町田市教育委員会 教育長 坂本 修



今後の生涯学習施策の進め方について(諮問)

町田市教育委員会では、2014年3月に町田市教育プランを改定するとともに町田市 生涯学習推進計画を策定し、これらの計画に基づき着実に施策を推進してきました。今後、 これまでの取組の成果や課題を整理し、2018年度に新たな教育プラン及び生涯学習推 進計画を策定できるよう検討を進めていく予定です。

その一方で、市の財政状況は大変厳しいものとなっています。町田市では、厳しい財政 状況を踏まえた今後の公共施設の管理に関する方針として「町田市公共施設等総合管理計 画」を2016年3月に策定しました。さらに、町田市基本計画「まちだ未来づくりプラ ン」の実行計画で、行政経営上の課題を解決するための取組を定めた「行政経営改革プラ ン」の改定に着手し、行政全体で業務の精査及び効率化に向けた検討を進めています。そ の中で、教育委員会では、所管する生涯学習施設について、存廃を含めたあり方の検証を 行うとともに、施設の管理運営や実施事業をより効率的に行うための抜本的な見直しを行 っていくことが求められています。

そのため、町田市教育委員会では、これまでの取組を検証するとともに、様々な社会状況を踏まえた今後の生涯学習行政のあり方を整理し、それに沿った新たな生涯学習施策の方向性を明確化することが不可欠です。

そこで、町田市生涯学習審議会条例第2条第1号の規定に基づき、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

諮問事項 今後の生涯学習施策の進め方について

- 1. 生涯学習行政の今後のあり方について
- 2. 生涯学習施設の今後のあり方について
- 3. 社会状況を踏まえた新たな生涯学習施策について

今後の生涯学習施策の進め方について -答申-

2018年3月発行

発 行 町田市教育委員会生涯学習部生涯学習総務課

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話 042-724-2181

刊行物番号17-105印刷庁内印刷

報告事項-4 (生涯学習総務課)

町田市文化財総合活用プランに基づく年度末事業評価について

標記の件につきまして、2018年2月28日開催の第29期町田市 文化財保護審議会において、町田市文化財総合活用プランの個別事業に ついて、2017年度の事業評価を受けましたので報告いたします。 事業評価の結果につきましては別紙のとおりです。

町田市文化財総合活用プランに基づく年度末事業評価(2017年度)

1 重点整備事業

事業 番号	事業名称	事業内容	評価
1	高ヶ坂石器時代遺跡整備推進事業	牢場遺跡上屋建替え工事、及び一部の整備工事を実施	承認
2	旧荻野家住宅保存修理事業	活用イベントを1回実施(修理は2016年度に終了、以降は活用イベントを実施)	承認
3	西谷戸横穴墓群復旧整備事業	月1回程度の環境計測を実施	承認
4	細野喜代四郎書斎(処静小斎)再築事業	再築予定地に隣接する村野邸復旧整備を優先し、整備工事完了	承認

2-1 重点活用事業 (文化財の活用)

事業番号	事業名称	事業内容	評価
5	旧永井家住宅公開・活用事業	活用イベントの実施実績なし	承認
6	南多摩窯跡群整備事業	窯跡2基を調査	承認
7	文化財説明板整備(修繕)事業	緊急を要する修繕がなかったため、実施せず	承認
8	民有文化財修繕等補助事業	都指定文化財2件、市指定文化財2件の補助事業を実施	承認
9	無形文化財継承支援事業	市指定無形民俗文化財継承団体5団体に保護育成補助金を交付	承認
10	ホームページ情報充実事業	年22回更新	承認

2-2 重点活用事業(自由民権資料館の資料の活用)

事業番号	事業名称	事業内容	評価
	自由民権資料館展示事業	特別展3回実施	承認
12	自由民権運動散策ツアー	フィールドワーク2回、町田の歴史を歩く2018 4回実施	承認
13	自由民権資料館講座事業	講座・講演会・講師派遣等、62企画を実施	承認
14	歴史資料整理事業	封入作業約5000点、データ入力作業約2300点実施	承認
15	歴史資料探索・所在調査事業	野津田・高ヶ坂で合計3606件、玉川学園で写真データ215点の調査実施	承認
16	市民協働による史料活用事業	4点の史料解読作業実施	承認

(2018年2月28日開催第29期町田市文化財保護審議会第4回会議審議結果)

自由民権資料館 2018 年度企画展「蔵出し 絵草紙展」の開催について

1 開催趣旨

自由民権資料館で保管している史料のなかに、江戸時代から明治時代にかけて出版された草 双紙と呼ばれる絵本があります。草双紙とは、挿絵を描くことで、読者の理解を助け、読書を楽 しませる工夫がなされた絵入り本の総称です。この草双紙と錦絵を含めたものが絵草紙です。

絵草紙はしばしば幕府により発禁処分を受けますが、それでも、作者や版元は表現を巧みに用いて厳しい規制を逃れ、世相を描き続けます。読者からの圧倒的な支持を受け、明治 30 年代まで出版され続けました。

本年が「明治 150 年」にあたることを記念して、これらの絵草紙を展示し、明治維新前後に生きた人々が、どのような絵本・錦絵を読み、楽しんでいたのか、時代性に触れながら紹介します。

2 開催期間:2018年4月21日(土)~6月3日(日)

3 休 館 日:月曜日(月曜日が祝休日の場合、翌日に振替)

4 会 場:町田市立自由民権資料館企画展示室

5 関連事業

ギャラリートーク: 3回 講師:井上茂信(町田市立自由民権資料館学芸担当)

日時:5月5日(土)、5月19日(土)、6月2日(土) 14:00~(30分程度)



きょくていばきん うたがわとょくに 曲亭馬琴作・歌川豊国画 けいせいけいこでん 『傾城水滸伝』初編



か なかき ろぶん きんちょうろう うたがわ ししとち 仮名垣魯文作・錦朝 横 (歌川) 芳虎画 うんりゅうきゅうろうちゅうとうでん 『雲 龍 九郎 偸盗伝』八編





【左】『団団珍聞』四八一号表紙と 【右】『団団珍聞』五五七号本文

「第6回生涯学習センターまつり」の実施報告について

- 1 実施日 2018年3月23日(金)・24日(土)・25日(日)
- 2 テーマ 「つながる ひろがる はじまる」

3 参加団体等内訳

	2017年度	2016年度
展示の部	20団体	2 4 団体
発表の部	28団体	2 4 団体
模擬店	2団体	1 団体
ワークショップ	2 団体	
合計	52団体	49団体

3日間の参加者	2017年度	2016年度
3日間の来館者数	1, 125人	1,011人

企画・運営委員会

実行委員会(参加団体代表各1人で結成) 52人 全 3回(反省会含む)

委員15人 全15回

【発表の部】

23日(金) 5団体 コーラス、フラダンス、ハワイアンバンド ほか

24日(土) 12団体 コーラス、マジック、手話ダンス、レクダンス ほか

25日(日)11団体 大正琴、朗読、吟詠、謡曲、和太鼓 ほか





【展示の部】

20団体 エッセイ、折り紙、書道、水墨画、写真、歴史資料、 3日間 絵手紙、生け花、陶芸、切り絵、キルト・パッチワークほか





【模擬店】

25日(日) 2団体 喫茶(コーヒー、紅茶、ホットケーキ、防災食)

【オープニングイベント】

23日(金) ジャズ演奏(ナカジマ・カオリ カルテット)



【生涯学習センター ボランティア・バンク実演】

- 23日(金)科学工作
- 24日(土)デカルコマニアート、ペーパーバックづくり、
- 25日(日)バルーンアート、紙トンボ、筆ペン手紙、カラーコーディネート

【生涯学習センター 子ども対象イベント】

- 24日(土)初めての「どうぶつしょうぎ」
- 25日(日)親子将棋教室





【フィナーレ】

25日(日)阿波踊り(演舞・指導:南粋連)合唱(指導:町田コダーイ合唱団)





「第7回まちだ図書館まつり」の実施報告について

1 趣 旨 「まちだ図書館まつり」は、子どもや保護者に楽しい場を 提供し、図書館や本に親しみを持っていただき、また広く ボランティアグループの活動を知ってもらうという目的で、 市民の実行委員会とともに開催しているものです。

第7回を迎えた今回のまつりには、おはなしボランティア、読書会など20の団体が「まちだ図書館まつり実行委員会」に参加し、企画・運営を行いました。図書館は、参加の呼びかけ、会場の提供、事務局等を担当しています。

- 2 運 営 まちだ図書館まつり実行委員会(主催) 町田市立図書館(共催)
- 3 期 間 2018年3月22日(木)~3月25日(日)
- 4 会 場 市立図書館・文学館(工事中の堺図書館除く)
- 5 内 容 今回は、市内学校の大学生や中高生によるプログラムが増え、楽しい内容がとても好評でした。実行委員会のエンディングイベントとしては、1年ぶりに「ビブリオバトル」を開催し、市内中学生6名が自分の好きな本について熱く語りました。

プログラムは全館で計56、参加者は1,597人でした(プログラム一覧・参加者数は別紙参照)。

第7回まちだ図書館まつり 報告

(中高生含む)

					中高生含む
月日· 天候	会 場	事業(プログラム)	主催団体名	参加者 数	うち 子ども
	中央図書館 ホール(午前)	オープニング&おはなし会	実行委員会 まちだ語り手の会	37	8
	中央図書館 ホール(午後)	ワークショップ「草花遊びとおはなし」	野津田・雑木林の会	47	18
	中央図書館 中集会室(終日)	おはなし会・展示 (パネルシアター、ひらがなゲーム他)	和光大学 子ども教育専修保育コース	26	13
	中央図書館 ちしきのコーナー(午後)	ワークショップ 「本にフィルムを貼ってみよう!」	中央図書館	14	7
	さるびあ図書館 (午前)	おひさまあんよで おはなし会 (2、3歳児向け)	さるびあ図書館	18	9
3月22日 (木)	さるびあ図書館 (午後)	折り紙で何が出来るかな?	さるびあ図書館 (ボランティアグループ)	30	25
(水) 雨のち 曇り	さるびあ図書館 (午後)	ブックトーク「きらきらひかる」	同上	21	10
芸ソ	鶴川駅前図書館 ポプリホール交流スペース (終日)	おはなしの庭 〜学生作品展示〜	鶴川女子短期大学	50	25
	鶴川駅前図書館 (午後)	おはなし会(小学生、幼児向け)	鶴川駅前図書館	19	11
	金森図書館 (午後)	音読会	金森図書館	4	1
	木曽山崎図書館 (午前)	小さい子むけおはなし会 (1歳半~3歳児向け)	木曽山崎図書館	5	3
	忠生図書館 (午後)	みっくすおはなし会(小学生、幼児向け)	実行委員会	10	6
	中央図書館 ホール(午後)	子ども向け映画会 「ムーミン谷の彗星」	中央図書館	70	15
	中央図書館 おはなしのへや(午前)	おはなし会 (乳幼児向け、同プログラム1回め)	同上	15	7
	中央図書館 おはなしのへや(午前)	おはなし会 (乳幼児向け、同プログラム2回め)	同上	32	17
	中央図書館 たからじまコーナー(随時)	おはなし おはなし!(1日め)	実行委員会	41	31
	中央図書館 ちしきのコーナー(午後)	ワークショップ 「点字でお名前うってみよう!」	中央図書館	24	14
	さるびあ図書館 (午前)	乳幼児向けおはなし会	さるびあ図書館	34	23
	さるびあ図書館 (午後)	おはなし会(小学生、幼児向け)	同上	18	8
3月23日 (金)	さるびあ図書館 (午後)	劇あそび「三びきのやぎのがらがらどん」	さるびあ図書館 (ボランティアグループ)	13	4
を 曇り 時々	鶴川図書館 (午前)	0、1、2あっぷっぷのおはなし会 (乳幼児向け)	鶴川図書館	6	4
晴れ	鶴川図書館 (午後)	みっくすおはなし会	実行委員会	18	11
	鶴川駅前図書館 (午前)	おはなし会(2、3歳児向け)	鶴川駅前図書館	16	10
	鶴川駅前図書館 (午後)	ブックトーク 「ぜったいに秘密だよ!」	同上	5	2
	金森図書館 (午後)	おはなし会(第1部)	うさぎの会	12	5
	金森図書館 (午後)	おはなし会(第2部)	同上	7	4
	木曽山崎図書館 (午後)	かんたん工作 (手遊び、絵本、バルーンアート)	木曽山崎図書館	20	12
	忠生図書館 (午前)	おはなし会(0~2、3歳児向け)	うさこちゃんの会	41	21
	文学館 (午前)	わらべうたあそび 講師:柚山 明子氏	かえで文庫	42	12

月日• 天候	会 場	事業(プログラム)	主催団体名	参加者 数	うち 子ども
	中央図書館 ホール(午前)	演劇ワークショップ 「ものがたりの中に入っちゃおう」	ピッピのくつした	25	9
	中央図書館 ホール(午後)	朗読	花いかだ	72	2
	中央図書館 おはなしのへや(午後)	おはなし会(2、3歳から) 「たのしいおはなし会ですよ~!」	おはなしはすの実	28	14
	中央図書館たからじまコーナー(随時)	おはなし おはなし!(2日め)	実行委員会	30	16
	中央図書館 ちしきのコーナー(午前・午後)	ワークショップ 「へんてこメガネをつくろう!」	町田の学校図書館を考える 会	79	40
	中央図書館 中集会室(終日)	展示とおはなし「読書会の楽しみ」	まちだ史考会	75	0
	10:30~11:30 お	平安京と現代の京都			
0 0 0 4 0	は な 13:30~14:15	「旧原町田村」の素読と解説			
3月24日 (土) 曇り	14:30~15:00	「町田市制60年のあゆみ」の解説			
雲り 時々 晴れ	さるびあ図書館 (午前)	おはなし会(幼児向け)	さるびあ図書館	9	4
申目40	さるびあ図書館 (午後)	おはなし会(小学生、幼児向け)	同上	15	3
	さるびあ図書館 (午後)	わらべ歌・手遊びで遊ぼう!	さるびあ図書館 (ボランティアグループ)	29	12
	鶴川図書館 (午後)	ブックトーク 「魔法」	鶴川図書館	10	5
	鶴川駅前図書館 (午後)	おはなし会(小学生、幼児向け)	柿の木文庫	25	13
	金森図書館 (午前)	おはなし会(小学生、幼児向け)	金森図書館	17	10
	木曽山崎図書館 (午前)	大人のためのおはなし会	木曽山崎図書館	14	3
	忠生図書館 (午前)	ブックトーク 「ちがうちがう でもおんなじ」	忠生図書館	19	8
	文学館 (午後)	読書会「短編小説を楽しもう!」	ピッピのくつした	13	4
	中央図書館 ホール(午前)	講演会「どの本読もうかな」 講師:広瀬恒子氏	町田の図書館活動をすすめ る会	28	0
	中央図書館 ホール(午後)	ビブリオバトル&エンディング	実行委員会	50	3
	中央図書館 おはなしの部屋(午後)	国際交流おはなし会 「せかいずかん」(①中国、②韓国、 ③スリランカ)	桜美林大学OIC	37	21
2 8 95 11	中央図書館 たからじまコーナー(随時)	おはなし おはなし!(3日め)	実行委員会	38	26
3月25日 (日) 晴れ	中央図書館 ちしきのコーナー(午前・午後)	ワークショップ 「にじいろのしおりをつくろう!」 (①ステンドグラス風 ②スクラッチタイプ 各3回開催)	桜美林大学図書館 学生サポーターズ	89	56
	中央図書館 中集会室(終日)	展示とおはなし 「村絵図を読む」	町田地方史研究会	56	2
	11:00~11:45 お	小野神社のつりがね(子ども向け)			
	は な 14:00~14:45	小野路・野津田の絵図を読む			
	15:00~15:45	幕末の剣術のお話			

月日・ 天候	会 場	事業(プログラム)	主催団体名	参加者 数	うち 子ども
	さるびあ図書館 (午前)	おはなし会・写真撮影 「移動図書館そよかぜ号がはるかぜに のってやってきた!」	さるびあ図書館	28	15
	さるびあ図書館 (午後)	ブックトーク 「大好きがいっぱい!」(低学年向け)	同上	14	5
2 H 25 🗆	さるびあ図書館 (午後)	ブックトーク 「まるい」(高学年向け)	同上	12	5
3月25日 (日) 晴れ	さるびあ図書館 (午後)	あやとりとお手玉であそぼう!	さるびあ図書館 (ボランティアグループ)	18	6
申目なり	鶴川図書館 (午後)	おはなし会(小学生、幼児向け)	鶴川図書館	15	9
	金森図書館 (午前)	3、4歳児のためのおはなし会	金森図書館	24	12
	金森図書館 (午後)	中高生読み聞かせ隊が行う おはなし会(小学生、幼児向け)	同上	13	7
	木曽山崎図書館 (午後)	えいが会 「はれときどきぶた」(2回上映)	木曽山崎図書館	20	14
			参加者数(人)	1,597	660

展示

中央図書館 エントランスホール	ようこそ図書館まつりへ デコレーションテーマ「誕生と成長」	実行委員会	_
さるびあ図書館	町一小の児童おすすめ本	さるびあ図書館	_

子ども向け読書手帳の配布について

こどもの読書週間(4月23日~5月12日)に合わせて、子どもが本に親しむための取り組みのひとつとして、5, 6 歳から小学校低学年を対象に、読書手帳の配布を開始します。

■配布期間

2018年4月24日(火)から

■対象

5,6歳から小学校低学年

■配布、受付場所

町田市立図書館(中央、さるびあ、鶴川、金森、木曽山崎、堺、鶴川駅前、忠生)または町田市民文学館ことばらんど※施設の休館日を除く

■内容

読書手帳とは、自分が読んだ本を記録するための手帳です。幼少期から本に親しみ、読書習慣を身につけるための取り組みのひとつです。

本を読み終えたら、読んだ日にち、本の題名、おすすめ度などを記入します。 読んだ冊数に応じてスタンプを押すことができ、スタンプを15個集めると図 書館オリジナルシールをプレゼントします。

自分で記録して、スタンプをもらうことで、本を読むことがますます楽しくなります。

読書手帳のイラストは、中垣ゆたかさんの書き下ろしです。

■PR方法

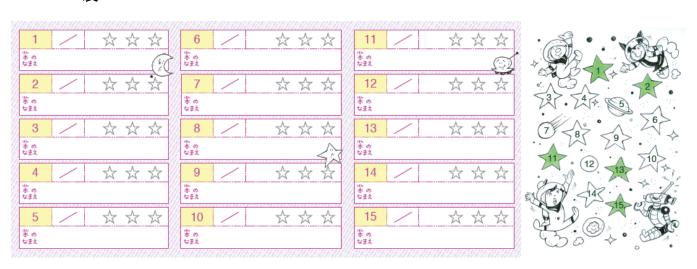
広報まちだ4月15日号、町田市立図書館のホームページのほか、図書館のツ イッターを活用します。また、各図書館の近隣の施設等へのPRも行います。

■読書手帳イメージ

<表>



<裏>



※A3版横長を半分にカットして、内側にたたんで使用します。

報告事項 - 9 (図書館)

「本をめぐる美術、美術になった本~近代日本の装幀美本 からブック・アートまで~」展の実施報告について

- 1 開催期間:2018年1月20日(土)~3月18日(日)
- 2 観覧者数: 4,441 人/49 日間 (2016 年度:野田宇太郎展 3,706 人)
- 3 関連事業
- (1) 講演会
 - ①池内紀「本は文明の旗だ!一造本家・恩地孝四郎とその時代」

参加者:64人

②岩切信一郎「装幀クロニクルー夏目漱石からはじまる美本の世界」

参加者:57人

- (2) ワークショップ
- ①装幀ワークショップ「文庫本の改装体験」 参加者:17人
- ②装幀ワークショップ「活版印刷とフランス装体験」 参加者:17人
- (3) アーティスト・トーク「福田尚代-私と本と作品と」

参加者:32人 参加者:75人

(4) 展示解説 (全4回)

4 開催報告

当館としては初めての「本」の装幀(ブックデザイン)をテーマにした 企画展を開催した。

第一部を「本をめぐる美術」と題し、夏目漱石の『吾輩ハ猫デアル』を近代日本の装幀美本の先駆けと位置付け、明治期以降の「和装本から洋装本への形体の変化」と「作家と装幀家」の関係に着目し、当時の代表的な装幀本や装幀者別の代表作を紹介した。

第二部「美術になった本」では、本をモチーフにした彫刻作品や、本を素材として扱った美術作品を展示し、来場者に改めて「本」という存在についての再考を促した。

広報では、従来のポスターやチラシなどの紙媒体のほか、ツイッターを活用した広報を行ったことに加え、展覧会関係者がツイッターなどで更に情報発信したことにより、40~60代の来場者及び10~30代の若年層の来場が多く見られた。

(1) 資料

弥生美術館、うらわ美術館、千葉市美術館、国際版画美術館など美術館 をはじめ、若林奮、赤瀬川原平、吉田謙吉らご遺族から装幀本や雑誌、詩 画集、版画、自筆資料、彫刻等の作品を借用し約 240 点の作品を展示した。

(2) 関連事業

講演会や装幀ワークショップ、アーティスト・トーク、ギャラリートークを実施した。

ドイツ文学者・池内紀氏による講演会(戦前戦後の装幀史に名を遺す版画家・恩地孝四郎について)は参加者の満足度も高く、装本家・藤井敬子氏の装幀ワークショップは、参加者のキャンセル待ちが多数出る程人気を集めた。

本展開催に合わせ、文学館通りにある印刷会社と協力して作製した夏目漱石の『吾輩ハ猫デアル』『三四郎』をモチーフにした絵葉書は、来場の記念品として人気が高かった。

(3) パブリシティ

本展出品者の柄澤齊氏や福田尚代氏、弥生美術館など資料借用先、新宿区立漱石山房記念館では、展覧会情報や講演会情報を発信していただいた。朝日新聞、芸術新潮に広告を掲載、朝日、東京、読売、毎日、日経新聞には情報が掲載されたほか、英字新聞「ジャパンタイムズ」にもカラー図版とともに記事が掲載された。

(4) 来館者アンケート

「今まで書物を芸術作品と見ていませんでしたが、絵画、音楽だけでない新しい芸術を知ることができました」「本を通して知的好奇心を刺激されてしまった」「古い本の迫力に圧倒されました」等の感想を得られた。





本をめぐる美術、美術になった本展 展示室の様子